

# 業務部速報



No. 107

発行 22. 1. 19

JR東労組 業務部

JR 東労組は、「総合労働条件改善のたたかい」を組合員と共につくり出し、要求実現に向けて、組合員の声を集約してきました。コロナ禍において大きく環境が変化し、苦しい状況が続く中での働きに見合った賃金・手当や環境改善等、労働条件の向上には至っておらず、不安や不満が渦巻いているのが現実です。

施策実施がスピードアップされ働き方や生活環境が大きく変わる中でも、安全・安定輸送を確保しつつ、施策等に対して真正面から向き合い、企業の発展に向けて日々奮闘する組合員の労働条件維持・向上と職場環境改善の実現を目指し、団体交渉を行います！

## 組合員の声をもとに全27項目を提出！～NO.1～

### 【施策関係】

- ・タブレットの活用機会が増加していることを踏まえ、業務としての位置づけを明確にするために十分な説明を行うこと。また、各種施策の説明がタブレット配信では不十分な現状があることから、十分な説明と環境の変化に応じた教育等を行うこと。
- ・新 JINJRE システムにおける各種手続き・申請の教育を充実させること。
- ・本社で行われる研修参加時の前泊を解消するため、2 日以上研修行程における 1 日目の開始時間は前泊が発生しない時間とすること。

### 【制度関係】

- ・所有住宅援助金について、一般及び新築 5 年以内の区分を統合し一律 10,000 円に増額すること。
- ・帰省用代用証の支給枚数を年間 104 枚とすること。また、使用禁止期間を廃止すること。
- ・特別休日の年間付与数を増加し、年間の休日数を 120 日とすること。
- ・育児・介護勤務制度を十分に活用できるよう環境改善を図ること。
- ・育児・介護勤務制度 A の適用範囲を小学校 3 年生の年度末までの期間とすること。
- ・育児・介護勤務制度 B の適用範囲を小学校 6 年生の年度末までの期間とすること。

### 【福利厚生等】

- ・新型コロナウイルス感染症により、社宅居住期間制限（15 年）の開始状況時と取り巻く環境が異なることから、延長を 5 年間可能とすること。
- ・福利厚生の更なる充実を図るため、カフェテリアポイントを 300 ポイントに増額すること。また、組合員の声も反映した補助範囲の拡大を行うこと。
- ・貸与されている制服に課題があることから改善を図ること。



申21号 「組合員の声に基づく総合労働条件改善の実現を

求める申し入れ」を提出！

NO.2へつづく